○総務省告示第百二十八号

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）の施行に伴い、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（平成十七年総務省告示第六百四十八号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

○財務省告示第百十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十二年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　直人

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十二年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
一	○トン
二	一二トン
三	一・二二トン
四	三五、八七二トン
五	二、〇一三トン
六	一、四九六トン
七	二・七二トン
八	一・五七トン
九	五一、七七三トン
一〇	九、五六八トン
一一	一四、五二四トン
一二	八八、八七八トン
一三	五、五一九、〇〇四トン
一四	一、四九〇、六〇七トン
一四の二	六六九、二九一トン
一五	五六五トン
一六	二一、三六八トン
一七	一五〇、一九〇トン
一八	一七、二一二トン
一九	一、〇五〇トン
二〇	六四五トン
二一	三三、四四〇トン
二二	三五三トン
二三	八、一六〇トン
二四	四三トン
二五	○トン
二六	九、五二四トン
二七	一六、四二一トン
二八	一〇トン
二九	八四四トン

○財務省告示第百十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成二十一年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　直人

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万四千三百三十九トン

ロ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十五万二千四百五十五トン

ハ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十三万六百四十二トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十一年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万五千七十二トン

ロ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十六万四十トン

ハ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十四万六千八百七十一トン

○財務省告示第百二十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成二十一年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成二十二年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　直人

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

イ　平成二十一年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　四十三万四千三百九十八トン

ロ　平成二十一年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　二十二万四千四百八十八トン

ハ　平成二十一年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　六十四万五千八十一トン

二　平成二十二年度における輸入基準数量　七十五万四トン